平成２５年（フ）第１３号
岡山市南区西紅陽台１丁目58番地587
債務者　青山　圭一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
岡山市南区浦安南町553番地２　608
債務者　難波　綾夏（旧姓星）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
岡山市北区七日市西町４番５号
債務者　今坂　　明
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号
岡山県赤磐市山陽６丁目７番３－６号
債務者　井原　照江
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
長野県小諸市大字柏木７番地22
債務者　藪田むつみ
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１８１８号
東京都国立市谷保5200―２―103
債務者　佐野　尚美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２１号
神奈川県横浜市磯子区森３丁目12―７―305
債務者　酒巻　光恵
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２２号
東京都目黒区自由が丘３丁目18―８―105
債務者　桑名　　淳
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２３号
東京都杉並区西荻北１丁目２―11―303
債務者　園原　　俊
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２４号
神奈川県相模原市緑区原宿南１丁目14―２
債務者　風巻　嵩人
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４号
静岡市葵区籠上11―37　カーサ・アヴァンティ103、住民票上の住所静岡市葵区羽鳥大門町10番４号
債務者　太田　功雄
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２２号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番39号　プレジオールＫＯＭＡＧＡＷＡ203号
債務者　西口　征幸
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６０号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番７―501号
債務者　和田　行正
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目６番４号　２Ｆ
債務者　今野みつよ
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９号
沖縄県中頭郡読谷村字波平2140番地１
債務者　知花　元博
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２８号
北海道帯広市西６条南39丁目３番６号　坂井下宿
債務者　松田　　健
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係